

協力不動産店の登録にご協力ください

大田区では、入居が制約されがちな住宅確保要配慮者（高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・生活保護受給者）の支援を行うため、大田区居住支援協議会を令和元年に設立し、住宅相談窓口で住み替え相談を受けています。住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産関係団体と協定を締結し、協力不動産店リストの作成、配布をしております。この度、協力不動産店リストの改訂に伴い、新たに登録いただける協力店を募集いたします。

協力不動産店とは

住宅確保要配慮者向け紹介物件の有無にかかわらず、区民からの住み替え相談に対応していただける不動産店をいいます。

対象者 区内に1年以上居住する以下のいずれかに該当する世帯

高齢者世帯

65歳以上のひとり暮らし
又は65歳以上と60歳以上
の方のみで構成される夫婦
世帯など

障がい者世帯

身体障害者手帳4級、愛の手
帳3度、精神障害者保健福祉手
帳2級以上等に該当する方がい
る世帯

ひとり親世帯

18歳未満の児童及び同居し
てこれを扶養する父もしくは
母又はこれに準じる方のみで
構成される世帯

生活保護受給者世帯

生活保護を受給している世帯

外国籍住民世帯

在留資格を有する外国籍住民の方がいる世帯

住宅確保要配慮者の入居に関しては、不動産会社の立場から不安もあるかと存じますが、大田区居住支援協議会ではその不安を少しでも軽減できるよう、居住支援制度をご用意しています。当協議会の活動の趣旨をご理解の上、この機会に是非ともご協力いただけますようお願い申し上げます。

登録後の流れ

- ・協定先の宅地建物取引業団体へ申込後、「協力不動産店リスト」へ掲載されます。ホームページにも一部掲載しています。
- ・協力店の目印であるステッカーを送付しますので、店頭に掲示をお願いします。

問合先 大田区居住支援協議会事務局
(大田区役所7階 建築調整課住宅担当内)
電話 5744-1416 FAX 5744-1558

